

山口・周防鑄銭司跡

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1 所在地 | 山口県山口市大字鑄銭司（すぜんじ）字大島 |
| 2 調査期間 | 一九六六年（昭41）二月八日～三月三十一日 |
| 3 発掘機関 | 周防鑄銭司遺跡緊急発掘調査団 |
| 4 調査担当者 | 齊藤忠・小田富士雄ほか |
| 5 遺跡の種類 | 鋳銭司跡 |
| 6 遺跡の年代 | 平安時代中期 |
| 7 遺跡および木簡出土遺構の概要 | |

当遺跡の所在する字大島地区は、中国山地西端部南麓の標高七〇九mの沖積台地上に位置し、その山地に発し、ほぼ南東流する二本の小河川にはさまれ、扇状地的地形を呈している。ここに南接する字四辻地区の南縁には旧山陽道が北一三〇度～東の方向で走り、また当時は深く湾入していたと推定される山口（阿知須）湾の海岸線にも近い。周防国内では銅を産出しているので、周防鑄銭司は原料供給地にも近く、また海陸交通に至便の地に占地していたと言うことができ、西扁の地に鋳銭司が設置された理由の一端をここに求めることができるだろう。

この遺跡についてはすでに古くから知られていたが、この調査以前にもいろいろな機会にここから多くの遺物が出土している。たと

えば、明治四十三年（一九一〇）には水田の排水工事の際に轌口・堺塙および铸滓などが発見され、また昭和七年にはこの遺物出土地に遺跡説明板が建てられたが、その際にもわずか〇・五×二mといきわめて小範囲から約二〇点のほぼ完形品を含む轌口など多くの遺物が発見されている。このように、字大島地区が周防鑄銭司跡の一画であることは出土遺物からも確認されていた。

昭和三九年、当地においては国道二号線の整備促進運動がおこり、それにともなって、この地区が交通に至便であることもあって、当大字鑄銭司および西隣の大字陶地区は住宅地として注目されるようになった。かかる事態に対処するため、山口市教育委員会ではこの遺跡についての発掘調査を行うことにし、昭和四一年にそれを実施したが、その後の調査との関係上これは第一次調査とされている。

調査は字大島地区の東南隅部に計一一本のトレンチを設定して行われた。検出された主な遺構は幅一三～一五mの溝であるが、この溝は南北に走り、ついで西折していたことから、遺跡の東限および南限を画するものであり、調査地域は周防鑄銭司の東南隅にあたる部分と判断された。木簡はこの溝から出土した。木簡以外の遺物としては、轌口・堺塙などの工房関係遺物がかなりの量を占めているが、種々の木製品、「長年大宝」銭、「宗□私印」と判読される印影粘土板などが出土している。この「宗□」については、貞觀七年（八六五）三月～十年正月ごろにかけて周防守兼鑄銭長官として在任

1977年以前出土の木簡（二）



（倉住靖彦）

- 9 関係文献
『周防銭司跡』
（山口市教委員会）

福岡宮ノ本遺跡出土の買地券 埼玉県稻荷山古墳出土の鉄剣
銘、奈良市田原出土の太安万侶墓誌にひきづり、昨年度（一九七九年）発掘された文字資料に大宰府西郊の丘陵上の墳墓からみつかった買地券がある。長さ三五・八cm、幅一一・九cm、厚さ〇・二cmの鉛板に、墨書きで、一行二二一二三文字が、片面五行に記されている。首部とみられる右端の一行が欠失している、何処の誰某のものであるかが判明しないのはいかにも残念であるが、七十五文字が判読でき、息男が亡父の供養のために墓地を買求めた次第が書かれている。いわゆる買地券の出土例としてはこれがわが国では初めてであり、出土状況が判る点でも貴重な資料である。本学会の岸会長等とともに筆者も赤外線テレビカメラによる解説作業にたずさわったが、肉眼では全く見えない文字が、鉛板強化のために塗布した樹脂液に浸されると、瞬間にテレビ画面に墨痕鮮かに写し出されるには驚いた。多賀城出土の漆紙文書の解説でにわかに脚光を浴びた赤外線テレビは、福岡・宮ノ本遺跡の買地券判読にも大いに威力を発揮したのである。なお同遺跡の報告書を希望される方は、（郵便番号八一八一〇一）福岡県築紫郡太宰府町大字觀世音寺字月山 大宰府展示館内 財団法人古都大宰府を守る会まで、頒価千円、送料百六十円をそえて申込んで下さい。

（K）

した安倍宗行に比定されている。
なお、昭和四十六、七年にも主として遺跡の範囲確認を目的として調査が行われ、その占地は宇大畠地区の方二町であることが確認された。そして昭和四八年に約三八、五〇〇m²が史跡に指定された。

8 木簡の内容

木製品が多量に出土しており、木簡とそれ以外とを区別することはかなり困難であったが、六六点と削屑三点が一応木簡と推定されている。このうち一二点については墨痕が認められるが、内容はいずれも判読できない。またその形態については、○一五型式一点、○三二型式一四点、○三九型式一二点が認められるが、これ以外は全く不明である。なお、これらの木簡を含めた木製品は保存処理され、現在は山口市歴史民俗資料館に保管されている。